

議事要旨(2)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、専門委員会における会計基準及び適用指針の最終公表に向けた文案の検討状況について説明がなされた（主な検討のポイントについては、審議事項(2)-1「セグメント情報開示専門委員会における検討状況について」のとおり。）。説明の後、次のような質疑応答があった。

（開示の必要性が乏しい項目の取扱い）

- ・ 開示の必要性が乏しい項目に関しては開示が省略できる旨の記載（会計基準案第20項及び第21項）を削除することを事務局は提案しているが、削除してしまうと、重要性がない場合にもすべて開示が要求されるという解釈がなされてしまうのではないか。
→事務局からは、重要性は本会計基準のすべての項目について考慮されると考えており、その旨及び削除した経緯については結論の背景において記載する方向で検討している旨が説明された。

（企業の事業活動上の障害への対応）

- ・ セグメント情報開示が企業の事業活動に障害を生じせるとされる場合における例外的な取扱い（開示を免除する取扱い）を定めないこととした理由を記載することとしているが、事務局案による記載では、従来セグメント情報を開示する必要がなかった企業に対する説明としては、説得力に欠けるのではないか。
→事務局からは、マネジメント・アプローチは企業の経営者が用いている情報そのものを開示することが財務諸表利用者にとって有用であるとする考え方に基づくものであり、それ以上の論拠の説明は難しいと考えていることが説明された。

（セグメントの負債の開示）

- ・ セグメント負債の開示を求める理由として、企業の最高経営意思決定機関がセグメントの資産の額から負債の額を控除した額を重視する場合がありますと挙げているが、負債の額自体を重視する考え方を理由とするべきではないか。

（特定の収益等を事業セグメントに配分する場合の合理的な基準）

- ・ 現在の文案では、企業のすべての収益、費用、資産、負債を事業セグメントに配分する必要があるように解釈がなされてしまうのではないか。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び適用指針の文案を検討することとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。